

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者との契約の取扱いについて (通知)

標記について、下記のとおり取り扱うこととされたので通知する。

記

- 1 契約担当官等は、原価計算方式により予定価格を算定して行う契約に係る入札又は公募の参加資格要件として「防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと」を定める等の措置をとることにより、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないことと認められない相手方については、真にやむを得ない場合を除き、当該類型の契約は控えるものとする。
- 2 真にやむを得ない場合に契約等を行う手続等の細部事項については、必要に応じ、防衛装備庁調達管理部調達企画課長から別途通知させる。
- 3 原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないことと認められない相手方との間の既に締結済みの契約であって、原価計算方式により予定価格を算定し

て行った契約については、超過利益返納条項付契約、代金の中途確定条項付契約その他の原価監査付契約への変更契約を行うべく努めるものとする。